

神奈川県医師扶助会集団扱 火災保険制度のご案内



© JAPAN-DA

とってもお得

一般契約と比べ保険料がおトク！

- ☆月払の場合 … 一般の分割払の場合に適用される分割割増がありません。
- ☆一括払の場合 … 火災保険集団扱一括払による割引**5%**が適用されます。

とっても便利

支払カンタン、キャッシュレス！

- ☆契約月の2か月後から、ご指定の金融機関口座より保険料の引き落としをさせていただきます。
- ☆変更がなければ、次年度以降もご登録の口座からの引き落としをご継続できます。

充実補償

医療器具の偶然なトラブルも安心！

- ☆「不測かつ突発的な事故」補償を付帯することで、医療器具の取扱い不注意による事故や、その他偶然な事故による破損・汚損リスクをカバーできます。

【ご注意】 保険契約者となれるのは神奈川県医師扶助会会員および会員が開設した医療機関の従業員で損保ジャパンの定める条件を満たす方となります。

形態	医師個人	個人立診療所 および病院の 従業員	一人医師医療 法人の法人と しての契約	一人医師医療 法人の従業員	医療法人の 法人契約	医療法人の 従業員
可否	○	○	○	○	○	○

<神奈川県医師扶助会会員資格(会規約抜粋)>

- 正会員：神奈川県医師会の会員で神奈川県医師扶助会の趣旨に賛同(扶助会各制度いずれかに加入)された方
- 準会員：次の各号に該当し神奈川県医師扶助会の趣旨に賛同(扶助会各制度いずれかに加入)された方
 - ①会員の家族
 - ②県医師会会員が代表者または主たる構成員となっている医療法人
 - ③正会員および前号に規定する医療法人の従業員
 - ④県医師会の従業員
 - ⑤その他会長が特に認めた者

★このチラシは、集団扱火災保険の概要を説明したものです。保険内容の詳細は火災保険のパンフレット・約款・重要事項等説明書などをご確認ください。
★集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。詳しい内容につきましては損保ジャパン営業店にお問い合わせください。★集団の構成員でなくなった場合は、取扱代理店までご連絡ください。

<神奈川県医師会指定集金者>

神奈川県医師扶助会
〒231-0037
横浜市中区富士見町3-1
神奈川県総合医療会館4F
TEL: 045-241-3273

<引受保険会社>

損害保険ジャパン株式会社
横浜支店 営業第一課
〒231-0007
横浜市中区弁天通5-70
TEL: 045-661-2713

<取扱代理店>

株式会社神医社
〒231-0037
横浜市中区富士見町3-1
神奈川県総合医療会館4F
TEL: 045-231-7759

企業総合補償保険



1 企業総合補償保険の基本契約

◇基本補償 建物、設備・じゅう器の万一の損害を補償
 お客さまのニーズに合わせて、補償内容をお選びいただけます

●: 必ず補償します。
 ○: 補償有無を選択できます。

基本補償	
火災、落雷、破裂・爆発	●
風災、ひょう災、雪災	○
水災	○
電氣的・機械的事故	○

不測かつ突発的な事故(補償有無を選択できます。)

車両・航空機の衝突	プラン1	プラン2	プラン3
水ぬれ			
騒じょう			
建物外部からの物体の衝突等			
盗難			
その他不測かつ突発的な事故			

+

2 オプション

◇上記の災害などによる医療機関の休業リスクを補償

休業
損失
補償

休業損失
をカバー

損保ジャパンの企業総合補償保険で補償される財物損害に加え、さらに、その場合の休業による損失もカバーいたします。ご契約時にお決めいただいたお支払い対象期間を限度に、次の算式によって算出された額をお支払いします。

お支払保険金額: ご契約金額(注) × 休業日数 (注) 休業損失保険金額(1日あたりの補償額)

休業日数短縮
費用をカバー

仮施設費用・移転広告費用・外注費用などの、休業日数を減少させるために必要な費用もカバーいたします。「この費用の支出によって減少させることができた休業日数 × ご契約金額(注)」を限度に実費をお支払いします。

お支払保険金額: 実費 (注) 休業損失保険金額(1日あたりの補償額)

補償
拡大

感染症による
診療停止
も対象に

【食中毒・感染症補償特約】

営業施設で食中毒または感染症が発生し、営業が休止または阻害されたために生じた損失を補償します。(感染症による事故は、1事故につき14日間を支払限度日数とし、かつ、500万円が支払限度額となります) また、新型コロナウイルス感染症等の感染症の疑いのある患者さんが来院したことが発覚し、保健所等の指示により院内の消毒等を行った場合等に、保険金20万円を先払いします。

+

借家人賠償責任特約
+ 借家人賠償責任
総合補償追加特約

建物所有者への賠償補償

賃借中のテナントに偶然な事故による損害を与え、テナント所有者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償いたします。(示談交渉サービスはありません)

その他

地震危険補償特約、情報メディア等損害補償特約、ネットワーク中断補償特約 等

3 お得な保険料

集团扱契約だから

集团扱一括払による割引で全体の保険料が **5%割引**

保険料例(保険期間1年間)

■所在地: 神奈川県 建物構造級別: 1級 保険の対象: 設備・じゅう器 保険金額: 5,000万円 職種: 診療所

企業総合補償保険
基本補償※1

94,500円

※1 フルカバー、自己負担なし

オプション
追加
保険料

休業損失補償を追加※2

+4,480円

※2 休業日額10万円(日額)、約定復旧期間3か月

休業損失補償(食中毒・感染症補償特約付帯)を追加

+9,690円

※3 保険金額: 5,000万円 自己負担: 3千円

借家人賠償補償を追加※3

+8,190円

■企業総合補償保険は、企業総合補償保険普通保険約款でお引き受けする火災保険の商品名です。

■このチラシは企業総合補償保険の概要を示したものです。詳しい内容につきましては、「パンフレット」、「重要事項等説明書」などをご覧ください。なお、ご不明な点は表面の取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。